博覧会への参加条件に関する第2号特別規則(仮訳)

第1章 一般規定

第1条 目 的

この特別規則の目的は、本博覧会の一般規則の第Ⅲ章及び第Ⅳ章に従い、2010 年上海世界博覧会への参加条件を定めることである。

第2条 公式参加者の定義

- 1. 公式参加者とは、本博覧会への参加に関する中華人民共和国政府の公式参加招請を受け 入れた外国政府と国際機関を意味する。
- 2. 国際機関とは、科学、経済、文化、その他の分野での国際協力の推進という目的を追求する政府間組織を意味する。

第3条 非公式参加者の定義

非公式参加者とは、2010 年上海世界博覧会政府代表から、公式参加者の陳列区域以外での参加を許可された当事者を意味する。

第4条 法規の遵守

参加者は、一般規則、特別規則、および中華人民共和国の関連法規を遵守しなければならない。

第5条 展 示

- 1. プレゼンテーションはすべて、「本博覧会のテーマの定義および開催者と参加者による テーマの展開についての指針に関する第 1 号特別規則」に準じていなければならず、開 催者によって承認されたものでなければならない。
- 2. 展示される物品はすべて、「本博覧会のテーマの定義および開催者と参加者によるテーマの展開についての指針に関する第 1 号特別規則」と「建築、改築、防火に関する第 4 号特別規則」に準拠していなければならず、開催者によって承認されたものでなければならない。

3. いかなる場合も、爆薬、火器、毒薬など、人間、動物、環境にとって危険または有害と みなされる物品や、公の秩序を乱すとみなされる物品を本博覧会会場に持ち込んではな らない。

第Ⅱ章 公式参加者

第6条 参加契約

- 1. 本博覧会への参加を希望する公式参加者は、開催者と参加契約を締結しなければならない。この参加契約は、陳列区域政府代表と開催者代表者によって署名され、博覧会政府代表が連署する。
- 2. 公式参加者が商業活動またはその他の活動の実施を希望する場合は、「公式参加者の商業活動に関する第 9 号特別規則」を遵守しなければならない。こうした活動の詳細は、参加契約の付属書に定められる。
- 3. 参加契約は、「建築、改築、防火に関する第4号特別規則」に定められた図面と書類によって補足される。

第7条 展示場に関する規定

- 1. 開催者は、以下の3種類の展示場を公式参加者に提供する。
- (1) 開催者から無償で提供された敷地に、参加者自身が設計、建設する陳列館。これには 屋外展示スペースも含まれる。
- (2) 開催者が建設し、参加者に賃貸する独立型陳列館。限られた屋外展示スペースも無償で提供される。この種の陳列館の場合、BIE の加盟国には 15%の割引が適用される。賃 貸料と支払い条件は参加契約に定められる。
- (3) 開催者が建設し、途上国に無償で提供する共同陳列館。共同陳列館の場所によっては、限られた屋外展示スペースが無償で提供されることもある。
- 2. 上記の3種類の陳列館の行列用スペースは、共用スペース内に開催者から無償で提供される*/。
 - */ 第4部の付属書「公式参加者の陳列館に関する予備的なガイドライン」を参照。

第8条 展示場の割当て

- 1. 公式参加者は、展示場割当て申請書を開催者に提出しなければならない。この申請書には、「本博覧会のテーマの定義および開催者と参加者によるテーマの展開についての指針に関する第 1 号特別規則」の第 6 条に記された「テーマ説明書」が含まれていなければならない。
- 2. 開催者は、申請書を受理してから 90 日以内に、その審査結果を公式参加者に書面で伝える。開催者が、公式参加者から提案されたプレゼンテーションは本博覧会のテーマに沿っていないと判断した場合、またはそれ以外の理由で容認不可能だと判断した場合、開催者はその理由を公式参加者に書面で伝え、必要な修正について陳列区域政府代表と合意する。
- 3. 開催者は、本条1項に定められた申請および本博覧会への参加に関する公式参加招請の 受諾日を考慮に入れた上で、展示用スペースを割当てる。展示場の割当ては、参加契約 への署名日に確認される。従って、参加契約が両当事者によって署名されるまでは、展 示場の割当ては暫定的であるとみなされる。
- 4. 開催者は、本博覧会を成功させ、博覧会会場の調和を図るため、参加契約への署名に先立ち、いかなる責任も負わずに、会場計画および会場内の出展場所の割当てを変更することができる。

第9条 出展場所の提供及び建設工事と復旧作業の完了期限

- 1. 実際の建設工事は 2009 年 11 月 1 日まで、内部の改造と仕上げは 2010 年 2 月 1 日まで、 出展物の設置は 2010 年 4 月 24 日までに完了しなければならない。
- 2. この日程を遵守するため、建設用敷地は 2007 年 11 月 1 日まで、独立型陳列館は 2009 年 5 月 1 日まで、共同陳列館の出展場所は 2009 年 11 月 1 日までに参加者に引渡され、展示される物品の搬入許可は 2009 年 12 月 1 日までに行われる。
- 3. 以下の例外を除き、参加者は、遅くとも 2011 年 5 月 1 日までに、陳列館の建設用に割当てられた区画から物財を撤去し、その区画を原状に復帰させなければならない。ただし、参加者自身が建設した陳列館は、開催者と当該参加者との間で建設前に特別な取り決めをしていた場合は、本博覧会終了後も保存することができる。
- 4. 独立型陳列館は、2010 年 12 月 31 日までに物財を撤去し、原状に復帰させなければならない。

5. 共同陳列館館内の出展場所は、2010年11月30日までに物財を撤去し、原状に復帰させなければならない。

第 10 条 サービスの提供

- 1. 開催者は本博覧会の期間中、本博覧会開催地の現行料金で諸サービスが提供されるよう に取り計らう。設備の設置費用、および陳列会場や展示場における以下のサービスの利 用費は、公式参加者の負担とする。
 - -電気/ガス
 - 一通 信
 - 一給排水
 - ごみの収集と処分
 - -開催者が適切と判断するその他のサービス

開催者が適切と判断し、公式参加者が料金を負担するその他のサービスは、博覧会政府代表が BIE との合意後に承認する。

- 2. 公式参加者は、設備の設置や本条 1 項に記されたサービスの利用に際して、「建築、改築、防火に関する第 4 号特別規則」、「一般サービスに関する第 10 号特別規則」、および中華人民共和国の法規を遵守しなければならない。
- 3. 開催者は、以下のサービスを提供する業者のリストを、公式参加者に参考として提供する。
 - 陳列館の保守と清掃
 - -警備装置の設置
 - -防火装置の設置
 - 警備保安サービス
 - -建築とエンジニアリング
 - -修景と造園
 - -展示用装飾
 - 陳列館の案内
 - -公式参加者が要請し、開催者が適切と判断するその他のサービス

第11条 無償で提供されるサービス

開催者は本博覧会の期間中、以下のサービスを無償で提供する。

- 救急サービス

- 共用区域と緑地帯の清掃・保守サービス。但し、それらが参加契約によって参加者 に割当てられていた場合は除かれる。
- -博覧会会場の方向標識
- -来場者用の情報サービス
- 博覧会会場の警備保安サービス
- -迷子センター
- 一遺失物取り扱い所
- -博覧会会場の照明

第12条 博覧会シンボルの使用

陳列区域政府代表が本博覧会のシンボルを使えるのは、本博覧会に直接関連する目的がある場合だけに限られ、開催者と参加契約を締結し、博覧会政府代表の許可を得た後でなければならない。この使用権を譲渡することはできない。

第13条 開発途上国に対する援助

- 1. 以下の開発途上国は、財政支援を受けることができる。
 - (1) 国連貿易開発会議(UNCTAD)の「2004年の低開発途上国報告書」の中で指定された低開発途上国(LDC)、または世界銀行の「2004年の世界開発指標」に記された一人あたりの国民総所得が825米ドル以下の低所得国(LIC)。
 - (2) 世界銀行の「2004 年の世界開発指標」に記された一人あたりの国民総所得が 826~ 3255 米ドルの中・低所得国 (LMIC)。
- 2. 開発途上国に対する財政支援は、下記の項目の全部または一部を負担するものである。
 - (1) 出展計画書を作成するためのコンサルタント費用
 - (2) 陳列館の設計、装飾、解体に必要な費用
 - (3) 陳列館を運営するための維持費用(清掃、セキュリティ、電力、給水などの費用、および設備の賃貸料)
 - (4) 出展物の通関、輸送、保管、保険に必要な費用
 - (5) 本博覧会の期間中にナショナルデーなどの行事やその他の活動に参加するための費用
 - (6) 中国におけるコミュニケーション、プロモーション、広報活動の費用
 - (7) 本博覧会の期間中に VIP とその配偶者が行事に参加するための費用
 - (8) 本博覧会の期間中にジャーナリストが行事に参加するための費用
 - (9) 参加者のスタッフの訓練費用
 - (10) 本博覧会の準備や本博覧会への参加のための職員の費用(現地スタッフの費用も含

む)

本件についての追加情報は、開催者から提供される参加ガイドラインに詳述される。

第Ⅲ章 非公式参加者

第14条 参加申請

- 1. 展示者として本博覧会への参加を希望する非公式参加者は、必要情報を添えた参加申請書を、開催者に直接提出しなければならない。開催者は、参加希望者の本博覧会への参加意図をそれぞれの政府に伝える。参加要請が検討されるのは、関係する陳列区域政府代表またはそれぞれの政府の承認がある場合だけに限られる。
- 2. 本条 1 項に記された参加申請書には、「本博覧会のテーマの定義および開催者と参加者によるテーマの展開についての指針に関する第 1 号特別規則」の第 6 条に記された「テーマ説明書」が含まれていなければならない。
- 3. 開催者は、参加申請書の審査結果を合理的な期限内に非公式参加者に伝える。

第15条 管理者1 (Director) の任命

- 1. 非公式参加者は、参加に関連したあらゆる事柄で非公式参加者を代表する管理者を任命しなければならない。
- 2. この管理者は参加の準備と実施について責務を負い、本特別規則の第4条に記された法規を遵守するため、自己の管轄下にあるあらゆる職員を監督しなければならない。

第16条 参加契約

- 1. 全ての非公式参加者は、開催者と参加契約を締結しなければならない。非公式参加者の 参加契約は、非公式参加者の管理者と開催者によって署名される。
- 2. 非公式参加者の参加契約には、サービスの提供に関する規定をはじめ、非公式参加者の参加条件が特定される。
- 3. 非公式参加者に与えられる権利や特典は、いかなる場合でも、公式参加者に与えられる 権利や特典より有利なものであってはならない。

 $^{^1}$ この「Director」は BIE のモデル規則に云う者で、出展参加者の出展代表をさす。

第17条 出展場所の割当て

- 1. 出展場所の割当ては、公式参加者の出展場所と非公式参加者のそれとが明確に区別されるような方法で行われる。
- 2. 非公式参加者には、開催者によって決定された出展場所が提供される。こうした出展場 所の賃貸料は、非公式参加者と開催者の合意によって定められる。
